



2017.9.30発行

第2号

たんぽぽ

ホームホスピスの種が、たんぽぽの綿毛のように、ふわりふわりとあちらこちらに広がって、どこにでもしっかりと根を張り育つように、このニュースレターは「たんぽぽ」と名付けられました。

ホームホスピス®は、病いや障碍があっても最期までその人らしく暮らせる「家」です。

ご挨拶 全国ホームホスピス協会の役割



理事長 市原 美穂

2015年8月、一般社団法人として歩みだした「全国ホームホスピス協会」は、2年を経て、正会員とこれから開設を目指して準備中の準会員を合わせて、40法人の会員数を数えるまでになりました。

協会の目的は、ホームホスピスのケアの確立と、ホームホスピスを核として理念を共有するコミュニティ（地域社会）を、全国により良い形で広げることです。

ホームホスピスは、制度の枠にとらわれないという性格上、開設された地域の条件や、開設者の想いによって、ケアの内容に幅と濃淡が出てきます。協会としては、均一化は求めず、それぞれの違いを大切にしたいと考えています。だからこそケアの質の担保が求められ、そのためにホームホスピスの基準を制定し、それに基づく「認定審査（レビュー）」の仕組みを作り、また、実践リーダー養成などの事業を行ってまいりました。

今期より、開設して2年以上の運営実績がある事業所で、申し込みのあったところから、「認定審査（レビュー）」が始まりました。2名以上の評価委員が実際に現場に伺い、自己評価表に基づいてチェックし、また直面している課題を共に考え、助言をする機会になっています。改善するところがあれば、それをどうしていけばいいのかをアドバイスし、その上で基準を満たしていると認められたところには認定証をお渡ししています。

また、ホームホスピスを実践する人材養成の内容も、「全国合同研修会」に加えて「ホームホスピス実践者育成塾」を新たに開講しました。本年度は、総論を神戸で、各論を宮崎で、少人数の合宿形式で行いました。全国各地から50名あまりの方々が集い、改めて現状を認識し、お互いに実践者同士の友情が育まれました。“交流こそ力なり”を実感した熱い5日間となりました。

ホームホスピスには、一人一人に合わせた「ケア」と「器（住まい）」があり、受け入れに当たっては、病気の症状や障碍の程度、年齢などの制限を設けていません。がん末期で認知症や神経難病など医療の依存度が高く、また重度の介護状態であると、病院でも施設でも受け入れを敬遠されます。自宅が無理なら病院か施設へと選択を迫られる現状に、「ここに居ていいよ。ここがいい」という居場所づくりだと思います。居場所とは、もちろん安心して暮らす場所でもありますが、自分の存在が認められ、敬われていると確信が持てるところではないでしょうか。ホームホスピスの歩む道は決して平坦ではありませんが、だからこそ、共に歩む仲間づくりが大切で、そこに協会の役割があると考えています。

「ホームホスピス」は、(一社)全国ホームホスピス協会の登録商標です。

協会の活動について

協会って何
してるの？



全国ホームホスピス協会は、「ホームホスピス®」のケアの基準を制定し、その基準に基づいたサービスの評価・認定を行うことを活動の基本にしており、主に次の活動を行っています。

- 会員の管理
 - ・入会申請の受付
 - ・入会の審査
- ホームホスピスの認定
 - ・認定申請受付
 - ・認定審査（レビュー）
 - ・認定指導
 - ・認定証発行
- 基準などの策定
 - ・ホームホスピスの基準
 - ・防火管理ガイドライン（策定中）
- 研修の企画・実施
 - ・全国ホームホスピス合同研修会
 - ・ホームホスピス実践者育成塾
 - ・フォローアップ研修
- 情報発信
 - ・ニュースレター「たんぽぽ」
 - ・ホームページ更新
- 各種アドバイス
 - ・「家」の選定時
 - ・「家」の改築時
 - ・ホームホスピスの運営全般

そのほかに、日本財団の在宅ホスピスプログラムの一環である次の2つの事業

- ・拠点整備事業
- ・在宅ホスピス実践リーダー養成研修

において、団体の推薦や研修の受け入れ、研修のフォローを行っています。



ホームホスピス様

ゆずりは

東京都小平市
NPO法人ホームホスピス武藏野
嶋崎 叔子さん

「様のかあさん！」といつか言ってもらえる日を夢に見て、右往左往しながらもホームホスピス様はオープンから4年目を迎えることができました。

そのときそのときを律していくのが精いっぱいだった頃の私に、「あんたはそのままでいいよ」と言ってくれたT子さん。「きゅうり揉みで大切なのは最初の塩加減」と料理のこつを教えてくれたS子さん。「音程は外すけど歌い方に心がこもってるわ」と苦笑いしながら褒めてくれた合唱団で鍛えた声の持ち主のK子さん。

そして、今気がつきました。一私がなりたかったのは、実は「様のかあさん」ではなく「様の娘」だったと。

今年2月、94歳のH子さんのお誕生日を祝いました。Happy Birthday To You～と歌い終わったその時に、お隣の部屋に住む87歳のA子さんが、「だんだんと昔からのお友達がいなくなるから、いつまでも仲良くしていきましょうね」とおっしゃいました。「ありがとうございます。こんなにうれしいことはありません」とお二人で固い握手をされました。誕生会に参加したご家族達やスタッフの顔がほころびました。2月の寒さに負けないくらいの暖かさを皆が感じた瞬間でした。

一人ではさびしくても、皆が手をつなぎ合い過ごせる時間があるならば、生きることに楽しさという彩りを添えることができるのではないでしょうか。ホームホスピス様がそんな場所であるように、そして様(ユズリハ)という木(家族)が大きく根を張っていきますようにこれからも共に歩んで行きたいと思います。

ホームホスピス様を取材した写真絵本へいのちつぐ「みとりびと」第3集～(写真・文:國森康弘)が農文協から出版されています。



写真提供:國森康弘

リーダー研修生の声



ホームホスピス われもこうで研修
溝口 有紀さん

熊本県天草市からの研修生

私は、今年の4月より「われもこう」にて在宅ホスピス実践リーダー養成研修を受けています。

この研修を受けようとしたきっかけは、われもこう代表の竹熊千晶氏の講演会でした。

ホームホスピスの考え方について感動し、地元である熊本県天草市でホームホスピスを作り、貢献することを決めました。

病院勤務経験しかない私は家族のように食卓を囲み、ベッドで寝ていても、台所からはお味噌汁の香りや野菜を切る音、本当の家に近い形で過ごされていることを知りました。そのような中、地元で応援してくれている方々や、共に頑張っているリーダー養成メンバー、われもこうスタッフに支えられここまできました。

ホームホスピスは最期まで生き抜くための生活の場であり、それを家族と共に支えられるような場所を天草に作りたいと思います。

レビューを受けて



兵庫県姫路市
NPO法人ひなた 金居 久美子さん

2016年12月2日、レビューを受けました。当日までに、自己評価をして臨みましたが、言葉の解釈の違いも多く「ああ、ここはそういう意味だったのか」と改めて基準の理解を深める機会になりました。

また、ケアの考え方について指摘をいただいたり、地域へのアプローチについて助言いただいたりすることで、今後の課題が見えたように感じました。

反対に、自己評価が低いとのご指摘もあり、自分たちが行ってきたケアや活動を評価していただく機会にもなって、ほっと安心すると同時に、次の一步を踏み出す勇気をいただいたと思います。

このような機会をいただいて本当にありがとうございました。



全国に広がるホームホスピス

平成29年9月30日現在の団体正会員と団体準会員[準]の分布です。(記載はホームホスピス名ではなく法人名)

九州地方(10法人)

- 【福岡県】
 - NPO法人たんがく(久留米市)
 - NPO法人むゆうげん(田川市)
 - NPO法人ほのぼのファミリー(春日市)
 - NPO法人ちえろっと(嘉麻市)[準]
- 【熊本県】
 - NPO法人老いと病いの文化研究所(熊本市)
- 【大分】
 - NPO法人太陽(宇佐市)[準]
- 【宮崎県】
 - 認定NPO法人ホームホスピス宮崎(宮崎市)
 - NPO法人ささえ愛生目台(宮崎市)
 - NPO法人日南子(日南市)[準]
- 【鹿児島県】
 - NPO法人ホームホスピス鹿児島(鹿児島市)[準]

近畿地方(12法人)

- 【兵庫県】
 - NPO法人ホームホスピス神戸なごみの家(神戸市)
 - NPO法人愛逢(尼崎市)
 - NPO法人ひなた(姫路市)
 - NPO法人ぞらい(姫路市)
 - NPO法人淡路島(洲本市)
 - NPO法人癒居(加古川市)
 - 合同会社はあとらいふ(加古川市)
 - NPO法人ホームホスピス咲・夢・笑(姫路市)[準]
- 【大阪府】
 - NPO法人ふさの家(枚方市)
- 【奈良県】
 - NPO法人みぎわ(大和郡山市)
- 【和歌山県】
 - NPO法人恵み(和歌山市)
- 【三重県】
 - 認定NPO法人ときわ会(伊勢市)

中国地方(2法人)

- 【広島県】
 - 有限会社スローライフ広島(広島市)
 - 一般社団法人フッフル(広島市)

中部地方(2法人)

- 【愛知】
 - 一般社団法人みよしの家(みよし市)
- 【石川】
 - NPO法人ホームホスピス小松(小松市)[準]

- 正会員
- 準会員

東北地方(6法人)

- 【青森県】
 - 合同会社オウル(八戸市)
- 【秋田県】
 - NPO法人ホームホスピス秋田(秋田市)
- 【宮城県】
 - 一般社団法人月虹(仙台市)
- 【福島県】
 - NPO法人結びの家くるみ(福島市)
 - NPO法人ホスピスふくしま(福島市)[準]
 - 公益財団法人仁泉会(福島市)[準]

関東地方(8法人)

- 【東京都】
 - NPO法人ホームホスピス武蔵野(小平市)
 - 株式会社ウッディ(葛飾区)
 - NPO法人なかの里を紡ぐ会(中野区)[準]
 - 合同会社むつみあい(足立区)
 - 株式会社メディカル・ハンプ(世田谷区)
- 【埼玉県】
 - 株式会社クローバーコミュニケーションズ(越谷市)
- 【千葉県】
 - NPO法人フローラファミリー(鴨川市)
- 【栃木県】
 - NPO法人栃木かあさんの家(大田原市)

ホームホスピス関連書籍のご紹介



ホームホスピス「かあさんの家」のつくり方
～ひとり暮らしから、とも暮らしへ～

著者：市原 美穂 出版：木星舎



ホームホスピス「かあさんの家」のつくり方《2》
～暮らしの中で逝く～ その理念について

著者：市原 美穂 出版：木星舎



ホームホスピス「神戸なごみの家」の7年
～「看取りの家」から「とも暮らしの家」に～

著者：松本 京子 出版：木星舎



地域を耕す
ホームホスピス たんがくの夢

著者：樋口 千恵子 出版：木星舎



治す医療から、支える医療へ
～超高齢社会に向けた在宅ケアの理論と実践～

著者：太田 秀樹、秋山 正子、板井 孝一郎、大嶋 伸一
出版：図書出版木星舎

事務局です



いよいよ来月(10月)から協会としての第4期目になります。最近、ホームホスピス見学のお問い合わせや入会、設立などご相談を全国各地からたくさんいただきました。特に見学のお問い合わせに関しては、その方のご住所の近くにあるホームホスピスを紹介させていただくことがあります。その際には、ぜひ温かくご対応ください 😊

もうすぐ第6回全国ホームホスピス合同研修会in東京も開催されます。皆さま12月に明治大学でお会いしましょう！

ホームホスピスの基準

事務局で「ホームホスピスの基準」を在庫管理しております。必要な方は事務局(ページ下の連絡先)までお問い合わせください。

A4 / 16頁 一部 1,000円(税込)



【事務局連絡先】※2017年から電話番号が変わりました。

〒880-0913 宮崎市恒久2丁目19-6
TEL 0985-65-8087 FAX 0985-53-6054
Mail info@homehospice-jp.org
HP http://homehospice-jp.org/





ホームホスピス実践者育成塾

が神戸と宮崎の会場で全5日間の日程で開催されました。



神戸ポートピアホテル

初めての「ホームホスピス実践者育成塾」が、熱く開催されました。対象は、リーダー研修の研修生、リーダー研修を受けずに既に開設しているホームホスピスの運営・管理者、それに現場スタッフの皆さんで、5月7日～8日に開催された第1回「総論」の神戸会場

名称 「ホームホスピス®」名称の使用

「ホームホスピス®」は、全国ホームホスピス協会の登録商標です。介護を行う事業所などの名称に「ホームホスピス®」を使用される場合は、ホームホスピスの理念の共通認識やケアの質の基準を守っていただくことが必要となります。そのため、名称の使用に当たり次の条件を設けています。

1. 新規にホームホスピスを開設する場合

- ① 6ヶ月間の在宅ホスピス実践リーダー養成研修（以下、リーダー研修）を受ける。
 - ② リーダー研修終了後、速やかに協会の団体準会員となる。
 - ③ 事業所開設時に協会の団体正会員となる。
 - ④ 暫定的に「ホームホスピス®」名称が使用可能となる。
 - ⑤ 開設後、2年以上5年以内に「認定審査（レビュー）」を受け、ホームホスピスとしての認定を受ける（認定証発行）。
- 原則として、期限内に認定されなかった場合（※）は、「ホームホスピス®」名称の継続利用ができない。

2. 非正会員でホームホスピスを開設・運営している場合

- ① 協会の正会員（団体）になる。
 - ② 暫定的に「ホームホスピス®」名称が使用可能となる。
 - ③ フォローアップ研修を受け、必要な単位（100単位）を取得する。
 - ④ フォローアップ研修の終了後3年以内に「認定審査（レビュー）」を受け、ホームホスピスとしての認定を受ける（認定証発行）。
- 原則として、期限内に認定されなかった場合（※）は、「ホームホスピス®」名称の継続利用ができない。
- （※）レビュー時に問題点や課題が見つかった場合は、協会が指導・アドバイスを行って改善を促すなど、なるべく期限内に認定されるようなサポートを実施します。

単位 フォローアップ研修で単位取得

ホームホスピス事業を開設するには、原則として「在宅ホスピス実践リーダー養成研修（日本財団助成事業）」を履修している必要がありますが、全国にはリーダー研修の存在を知らずに「ホームホスピス®」を開設している事業所があります。そのような事業所の運営者や実践のリーダー的立場にある人のために、研修を受けて単位を取得していただく「フォローアップ研修」という仕組みを設けました。

【単位について】

- ・1～2年間で100単位以上の獲得を必須とします。
- ・単位が取得できる研修の種類：実習・座学
実習…認定ホームホスピスにおける現場実習
1日8時間の実習=10単位／人
座学…ホームホスピス実践者育成塾、全国ホームホスピス合同研修会など（詳しくは事務局にお問い合わせください。）
1日の研修=10単位／人（原則）

には52名、6月3日～5日に開催された第2回「各論」の宮崎会場には48名の方に参加いただきました。

この育成塾の目的は、「ホームホスピスの理念と運営、ケアの実際について学び、広い視野を持って活動できる能力を養う」「ホームホスピスについて自分の考えを深める機会とする」「多くの課題に取り組む姿勢を学び、今後のより良い運営につなぐ機会とする」ということにありました。

講師陣は、協会の理事をはじめ、現場を支える在宅医や口腔ケアを支える歯科医、介護食、排泄、組織づくり、情報発信の各専門家など多彩な顔ぶれで、幅広く深い内容に参加者の皆さんも「お腹いっぱい」…という感想でした。

研修後のアンケートには、「課題解決のヒントが得られた」「大変勉強になった」「内容が具体的で分かり易かった」「とにかく勇気が出た」「仲間がいることを実感した」と評価するご意見が多かった中で「スケジュールがタイトだった」といったご意見もあり、次回の企画の参考にさせていただきたいと思います。



宮崎「暮らしの保健室」

防火安全対策のガイドラインを策定中



ホームホスピスは、「住まい」である以上、火災が発生した場合には、そこに住んでいる入居者の命を守ることに最大の注意を払う必要があります。そのためには、それぞれの地域のホームホスピス毎に、火災発生の防止策、火が燃え広がらないための防止策、速やかな避難方法などを検討して防火マニュアルを作り、それらを基にした訓練を日頃から確実に実施することが求められます。

現在、消防の指導によるスプリンクラー設置の問題などに關しても議論や関係各所との協議が進められていますが、その前に「ホームホスピスで暮らす方が安全に生活でき、これからホームホスピスでの生活を希望する方やその家族が安心して入居できること」を継続するために、各地のホームホスピスで防火マニュアル作成に必要となる「防火安全対策のガイドライン」の策定を進めています。

（2017年12月までに策定予定）



Information

第6回ホームホスピス全国合同研修会in東京
暮らしの中で“死にゆく”こと「空間のもつ力」

基調講演1 《講師》國森 康弘 氏

基調講演2 《講師》秋山 正子 氏

【日 時】2017年12月2日(土)～3日(日)

【場 所】明治大学中野キャンパス

【参加費】両日：5,000円（一般）

1日：3,000円（一般）

※ 正会員、準会員は割引があります。



詳しくは、協会のホームページをご覧ください。お問い合わせは、裏面に掲載の電話/FAXまたはメールまでお願ひいたします。